平成２０年（フ）第１３０４号
福岡市中央区薬院２丁目14―26―402
破産者　株式会社日本工業
異議申述期間　平成22年６月９日まで
平成22年４月９日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２２年（フ）第１０号
青森県八戸市類家１丁目８番38号
破産者　中野　隆夫
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第１０号
京都府相楽郡精華町光台３丁目４番地
清算株式会社　株式会社サイファイフォールディングス
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

平成２２年（ヒ）第３００７号
大阪府和泉市鍛治屋町61番地の３
清算株式会社　株式会社ナカツカ
代表清算人　中塚　重男
1　決定年月日　平成22年４月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ヒ）第３０１０号
大阪市北区同心１丁目６番23号
清算株式会社　株式会社Ｂ・Ｂ・Ｓ
代表清算人　勝井　良光
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２００１号
東京都中央区日本橋茅場町３丁目２番２号
清算株式会社　株式会社アイタックシステムズ
1　決定年月日　平成22年４月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２２年（再）第１２号
神戸市須磨区外浜町３丁目１番25号、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区多聞通４丁目１番２号
再生債務者　桑田硝子株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区伏見町２丁目５番７号岡田伏見町ビル５階　船場中央法律事務所　弁護士　大砂　裕幸
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年４月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第１３号
大阪市中央区本町４丁目５番２号
再生債務者　株式会社大阪硝子店
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区伏見町２丁目５番７号岡田伏見町ビル５階　船場中央法律事務所　弁護士　大砂　裕幸
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年４月９日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第７号
大阪市西区阿波座１丁目15番23号
再生債務者　株式会社中島美雄商店
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月20日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年６月28日から平成22年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第８号
大阪市西区阿波座１丁目15番23号
再生債務者　株式会社中島
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月20日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年６月28日から平成22年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第４４号
大阪府枚方市長尾谷町１丁目11番１号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県比企郡吉見町大字長谷字八幡1925番地
再生債務者　シロックス物流株式会社
特別調査期間　平成22年４月22日から平成22年４月23日まで
平成22年４月７日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可取消

平成２２年（ソラ）第５０５号
（平成２１年（再）第７号）
千葉市中央区寒川町１丁目229番地の１
再生債務者　株式会社アコースティックアート
1　主文　本件再生計画認可決定を取り消す。
2　理由の要旨　本件再生計画は、民事再生法174条２項１号に該当する。
平成22年４月７日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第２１号
栃木県宇都宮市鐺山町1715番地
再生債務者　小川　靖夫
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月28日まで
4　一般異議申述期間　平成22年５月12日から平成22年５月20日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部